

平成24年 No.6

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項を次のように制定する。

制定理由

本学の研究活動全体を統括，推進する教育実践研究推進本部を役員会の下に設置することに伴い，所要の制定を行うものである。

承認経過

平成24年 2 月 1 日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学教育実践研究推進本部要項について

制定理由：本学の研究活動全体を統括，推進する教育実践研究推進本部を役員会の下に設置することに伴い，所要の制定を行うものである。

（設置）

第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に，教育実践研究推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

（目的）

第2条 推進本部は，本学の研究活動全体を統括するとともに，教育実践研究をはじめとする研究を推進することを目的とする。

（業務）

第3条 推進本部は，次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究活動に関する年度計画の推進及び次年度計画の提案
- (2) 研究活動に関する次期中期目標及び中期計画の提案
- (3) 特別経費等プロジェクトの統括及び推進並びに新規課題の提案
- (4) 大学と附属学校の共同研究の推進
- (5) センターの研究活動の推進
- (6) 科学研究費補助金等外部資金導入の推進
- (7) 学内重点研究の推進
- (8) その他研究活動の推進に必要な業務

（組織）

第4条 推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。

- (1) 理事（研究・附属学校等担当）
- (2) 学長が指名する副学長又は学長補佐 1名
- (3) 学系長
- (4) 附属学校運営参事 1名
- (5) センター長協議会議長
- (6) 学長が委嘱する教員 若干名
- (7) 財務課長
- (8) 教育研究支援課長

2 推進本部に本部長及び副本部長を置き，本部長は前項第1号の本部員をもって充て，副本部長は本部長が指名する。

3 本部長は，推進本部の業務を総括する。

4 副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代行する。

(任期)

第5条 前条第1項第6号の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(プロジェクト)

第6条 推進本部に、プロジェクトを置くことができる。

2 プロジェクトに主査を置き、本部長が指名する。

3 主査は、プロジェクトの業務を総括する。

4 前3項に定めるもののほか、プロジェクトの設置等に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。

(本部員以外の者の出席)

第7条 推進本部は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、関係部課等の協力を得て、教育研究支援部教育研究支援課が処理する。

(要項の改廃)

第9条 この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成24年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京学芸大学総合的道德教育プログラム推進本部要項（平成21年2月17日制定）は、廃止する。

3 国立大学法人東京学芸大学教員養成評価プロジェクト推進本部要項（平成22年3月17日制定）は、廃止する。